

一般質問通告書

質問順 ①

質問事項	質問要旨
20番	坪井久行
1. 原子力発電問題と自然エネルギー対策について	<p>(1) 原子力発電の根本問題と基本的な考え方</p> <p>東京電力・福島原発事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与え、原子力発電に依存したエネルギー政策を、このまま続けていいのかという、重大な問題を突きつけている。</p> <p>今回の原発事故が明らかにしたことは、第1に、原発事故には他の事故には見られない「異質の危険」があること。即ち、ひとたび重大事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段は存在せず、被害は空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって危害を及ぼす可能性があり、地域社会の存続さえも危うくすることは、日々私たちが目にしていているとおりである。</p> <p>第2に、現在の原発技術は本質的に未完成で危険なこと。今、開発されているどんな形の原子炉も、核エネルギーを取り出す過程で、莫大な放射性物質（死の灰）を生み出しが、この莫大な「死の灰」を、どんな事態が起こっても、原子炉の内部に安全に閉じ込める手段を人類はいまだ手に入れていない。</p> <p>第3に、このような危険性を持つ原発を、世界有数の地震国であり、世界一、二の津波国である日本に集中立地することは、危険きわまりないことである。</p> <p>こうした根本問題を有する原発の「絶対安全」などありえず、原発からの撤退を明確に決断すべきである。しかし、政府は、「撤退」を明言せず、「世界一安全な原発を日本から発信する」「安全基準をクリアすれば再稼動はやむをえない」という態度である。これに対して、「撤退」を明確に主張する首長も生まれている。町長は、9月議会で「中長期の方向性として、『脱原発』の流れは避けられない」と答弁されたが、原発の根本問題をどう認識されるのか、また、住民の命の安全を守る立場から「脱原発」をもっと主体的に内外にアピールされたいかが、見解を伺う。</p> <p>(2) 福井原発群をどうみるか</p> <p>近畿地方の私たちにとって原発の最も近い存在は、京都に隣接する福井原発群である。福井県若狭湾には、関西電力が11基、日本原電が2基、計13基の商業原子炉が稼動している。実に日本の原発の約</p>

4分の1が集中している。また、ナトリウム漏れの大事故を起こした高速増殖炉「もんじゅ」があり、さらに日本原電敦賀3号機、4号機の2基が新たに建設中である。このように福井原発群は、世界的に最も集中して立地している。この福井原発群の危険性は、第1に、多くの活断層の近くに立地し、津波の歴史もあること。第2に、もんじゅを含めた14期の原発の内、稼動後30年を超えた老朽原発が8基、その内40年を超えたものが2基であること。第3に、見通しが立たず世界各国では中止されている高速増殖炉の「もんじゅ」の再稼動や、危険なプルトニウム混合燃料を使うプルサーマル運転など、プルトニウム核燃料サイクルが進められていること。第4に、関西の命の水源である琵琶湖がこの原発群の30キロ圏内にあること。90キロ圏内の本町にとっても、風向きや地下水の流れ具合、物や人の流れなどによって甚大な被害を被ることは福島原発によって実証されている。

こうした福井原発の危険性が指摘される中、京都府も福井の原発事故に備えた重点対策地域を従来の20キロ圏内から30キロ圏内に見直す方針を決めた。

本町は、福井原発の危険性をどう認識されるのか。また、撤退するよう強くアピールされたらいかがか、見解を伺う。

(3) 原発に代わる自然エネルギー対策をどう考えるか

以上のように危険な原発から撤退する決断をして、原発ゼロに向かた明確なプログラムを策定すべきである。この過程で自然エネルギーの本格的導入と、低エネルギー社会に向けて国も自治体も総力をあげてとりくむべきではないか。自然エネルギーは、二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーとして、温暖化対策にも有効である。

「原発を廃止すれば電源はどうなるのか」という疑問も聞かれるが、そもそも、原発のウラン資源が有限なのに対して、自然エネルギーは無限の大きな可能性をもっている。世界の自然エネルギーの発電設備容量の合計は、2010年に3億8100万kWとなり、原発の発電容量(3億7500万kW)を追い抜いた。とりわけ、山国、海洋国、地震国である日本は、太陽光、水力、風力、波力、バイオマス、地熱など豊かな自然エネルギー資源を有している。

自然エネルギー普及のとりくみとしては、第1に、自然エネルギーによる電力の買取制度を固定価格での全量買取に改善すること。その財源は、これまで原発新設のために使用されてきた原発開発促進税などが活用できる。第2に、公共施設へのできるかぎりの設置。第3に、住民参加のとりくみ(自宅の屋根での太陽光自家発電、住民協働の発電など)を考えられる。第4に、地域産業を創出するとりくみとする。

本町にふさわしい自然エネルギーとしては、①太陽光②地熱③バイオマス(里山の保全のための伐採材等の活用)④小水力(山田川の数箇所の小落差の活用)⑤風力、などが考えられる。

本町として、自然エネルギーの意義をいかに考えられるのか、また、その対策をどのように実施されるのか伺う。

質問事項	質問要旨
15番	青木 敏
1. 職員の給与はどうなる	<p>政府は、復興財源捻出を目的として平均 0.23%の引き下げを求めた人事院勧告を見送り、国家公務員の給与を平均で 7.8%削減する国家公務員の給与削減法案を国会に提出している。現時点において法案は成立していないが、(質問時には何らかの形で成立していると思われる) 本町の職員給与をどう考えているのかを問う。</p> <p>(1) 今年度は、引き下げを行なわないのか。</p> <p>(2) 国家公務員の平均 7.8%の削減は時限的とあるが、指標のひとつとしているラスパイレス指数は 100%を上回ることになる。どう調整するのか、あるいは、平均 7.8%削減は無視するのか。(まったく考慮しないのか)</p> <p>(3) 人事院勧告準拠が崩れようとしている。これを機に、これからは自治体の給与は横並びではなく(実質的には違うが)、町独自の評価制度を確立し、頑張る人には多く、そうでない人にはそれなりの待遇とすべきと考えるが。</p>
2. 小・中学校の学期制を考える	<p>(1) 平成 16 年に導入された中学校の 2 学期制の最大のメリットは、時間数の増加(確保)とゆとりであるが、実際に時間数が増えたのか。また、ゆとりができたことにより、3 学期制に比べて何ができたか。</p> <p>(2) 学期制のあり方懇談会で議論され、平成 24 年からも中学校の 2 学期制を続けると決まったとあるが、あり方懇談会の構成員には、現場で実際に担任をしている先生はいないのではないか。構成員は校長・教務主任と PTA 会長の方々である。直接生徒と向き合って、担任をしている先生の声はどのように集約したのか。また、どのような声があがっていたのか。</p> <p>また、構成員の意見で 2 学期制は 5 年実施する中で定着もしているのだからもう少しやってみようとする。3 学期制は、制度が始まって 100 年間定着していた制度であり、定着していたものを変えたのである。</p> <p>(3) 2 学期制の運用は、導入当初と今とではやり方は同じではないと思われる。実施してから現在までに工夫したことや変わったこと、</p>

変えたことは、保護者の要望に応えるために、休み前に評価表を作成するようになったなど他には。

また、現在の姿、状況と3学期制を比べてどこが違うのか。

(4) 当初から小学校への2学期制の導入が議論されている？

全国の他の地域、京都府でも八幡市、京都市が小学校にも導入している。前にも他の方が質問されているが、その時から何年か経っているのでこれまでの他の地域なども参考にされたうえで、改めて本町の小学校への導入は。

時間数の確保とゆとりが目的なら中学校と同じである。

あり方懇談会での小学校の校長の意見を読んでも、3学期制は四季の変化のある日本の風土にあわせた制度であり、社会に定着しているとのことで、みんな2学期制には否定的である。また、時間数の増加の確保なら、短縮授業を減らして、通常授業にすれば増加するともある。そして、教育委員会もそれを認めて、実際に小学校へは導入していない。中学校に導入する際に、小学校についてどの程度議論されたのかがわからない。

(5) 2学期制を導入したところで、今見直しが行なわれ元の3学期制へと戻しているところが増えている。

横浜市や高松市などで3学期制に戻す動きがでてきている。

また、京都市では、京都市教育委員会が本年度学期を区分しない「通年制」を提案した。これは「2学期制を発展させる」として導入したが、中学校73校のうち38校が通年制に移行したが、実態は3学期制と同様であった。（京都新聞2011年5月23日）

質問事項	質問要旨
	6番 村尾 礼示
1. 祝園駅東西連絡通路掲示板の活用について	<p>祝園駅の東西連絡通路は、東西および中央辺りの階段やエレベーターから、また、JRや近鉄電車、バス、タクシー等の乗り換え者など、多くの人々が利用する施設となっている。</p> <p>その通路に設置の町掲示板については、発信者が掲示する内容が多くの通路利用者に有効に伝わるものであると考えられる。祝園駅東西連絡通路掲示板の活用について本町の考え方を伺う。</p> <p>(1) 使用と管理の状況はどうか。</p> <p>(2) 活用の考え方はどうか。</p>
2. 災害への対応について	<p>東日本大震災の被害実態を受け止めて、想定される直下型地震や水害などへの防災対策をより一層強化することから、以下について本町への展開を伺う。</p> <p>(1) 被災地への現地視察調査や派遣を行なう考えはどうか。また、被災地の復興のためのボランティア休暇取得状況はどうか。</p> <p>(2) 自治体間の災害時相互応援協定の必要性をどう考えるのか。</p>

質問事項	質問要旨
	8番 森田 喜久
1. 京都南部の消防指令業務の共同化について	<p>今年3月11日発生の東日本大震災以降、将来発生が予想される東南海・南海地震に備え、消防や防災に対し関心が非常に高くなっている。平成18年の消防法改正に伴い、京都府では平成20年3月に、経費削減と消防力強化を図るのが目的で、京都市を含め府内15の消防局や消防本部がそれぞれ運用している消防指令業務を、京都市域と亀岡市以北の府北部、宇治市以南の府南部の3地域で共同化する方針案をまとめられた。</p> <p>専門家らでつくる「府消防体制のあり方検討委員会」を設置し、検討を重ね、平成21年3月の府議会で「京都府消防体制の整備推進計画(最終案)」が報告されました。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>(1) 京都府南部の消防指令業務の共同化の進捗状況は。</p> <p>(2) 町の今後の方針は。</p>
2. 次代を担う子どもたちのために	<p>本町は、平成17年の国勢調査では人口伸び率日本一となり、開発地を中心に、若い世代を中心に入人口が増加している町です。そのような中で、重要課題の子育てに対していろいろな施策を実施されています。小中学校においては、地域住民の皆様の協力によりスクールヘルパー、まなび体験教室、学校支援地域本部事業、コミュニティスクールなど、次代を担う子どもたちを「将来の宝」と考えて、子どもを守るだけではなく大事に育てています。保護者の方々も、「親のための応援塾」の開催など、教育力の向上に努められています。</p> <p>平成24年度には、第60回日本PTA全国研究大会が京都府では初めて開催されます。府内小中学校のPTAの皆さんにも参加・協力が求められています。このような大会に参加することにより、本町のPTAも他府県などとの意見交換など、より一層の教育力の向上が進むものと考えます。</p> <p>そこで伺います</p> <p>(1) 来年度は、第60回日本PTA全国研究大会京都大会の開催にあたり、町内小中学校のPTAでも開催に向けて準備を進めていく状況の中、本町ではPTAへの積極的なフォローは考えているのか。</p> <p>(2) 京都大会にむけたPRはどのようにお考えか。</p>

質問事項	質問要旨
	3番 今方晴美
1. 防災対策	<p>(1) 災害対応型マンホールトイレの設置</p> <p>東日本大震災で、避難所によってはトイレの汚物処理が十分にできず、衛生状態が悪化していたことがわかりました。大規模災害による避難所生活で、トイレの衛生面も大きな問題です。本町の地域防災計画で、避難所におけるトイレは、必要に応じて仮設トイレを設置すると明記していますが、マンホールトイレは災害時における公衆衛生の観点から、汚物処理の必要もなく有効なものであり、学校施設の防災機能の向上は大変重要であります。本町においても、災害時の緊急避難場所となる小・中学校等の敷地内に、災害対応型マンホールトイレの設置を計画的に進めることを提案します。</p> <p>(2) 災害対応型自動販売機の設置拡充</p> <p>平成20年12月24日「近畿コカ・コーラボトリング(株)」との間で、「災害時における飲料の提供協力に関する協定書」を締結されたことにより、現在、商工会の駐車場東側に1か所のみ設置されています。住民へ飲料を提供する一助として、また、平常時でも防災意識を定着させる観点からも、さらに早期の設置拡充を強く求めます。その後の検討結果と今後の予定を伺います。</p> <p>(3) 自主防災組織等へ防災士の推進、配置</p> <p>防災士は、日本防災士機構により認定されている有資格者ことで、平常時には、身につけた知識と実践力を生かし、地域で住民の防災意識の啓発や防災訓練等に努め、災害発生時には、避難誘導や救命、避難所運営など防災の専門家として、地域における防災対策のリーダー的な役割を担っていただけるというものです。本町においても、防災力の底上げを図ることは大変重要であると考え、次の点を伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現在、自主防災組織の育成をどのように進めているのか。 ②防災士養成講座の開催や資格取得費用を負担し、防災士の育成に取り組み、自主防災組織等へ配置すべきと考えます。 <p>(4) 家庭内設置物転倒防止事業の推進</p> <p>災害時に家具転倒などによる人的被害を最小限に抑えるため、日頃から自分たちが家庭でできる防災対策として積極的に取り組んでいかなければなりません。障害者世帯や高齢者世帯などの災害弱者に対</p>

	<p>して、家具転倒防止等助成事業を実施している自治体が多くございます。本町においても、減災に努め、町民の安全を確保するため家庭内設置物転倒防止事業の推進を提案します。</p>
2. 空き家対策	<p>6月議会一般質問では、住民からの苦情、相談数は年間1、2件であるとの危機管理室からの答弁でしたが、それ以外に関係課では数件個々に対応しています。実際には、適正な管理がなされていない空き家があり、所有者側の事情もあって状況は一挙に改善されないまま現在に至っています。地域で適正な管理を望んでも手の打ちようがありません。このように、地域ではお困りの事例があっても、誰がその問題をどこに相談し対処すればよいのかわからない等の理由で、顕在化していないものもあるのではないかと思われます。</p> <p>ワンストップで相談を受けてくれる相談窓口の設置と、それに伴い問題解決に当たる関係課が連携したネットワーク体制を構築すべきと考えますが、再度条例制定も含め見解を伺います。</p>

質問事項	質問要旨
	7番 塩井幹雄
1. 指定管理制度の推進について	<p>指定管理者制度については平成18年4月から実施され、精華病院、光台のコミュニティホールに導入されて、精華病院については単年度であります。黒字になり、また、光台コミュニティホールについても、利用者が増加していると聞いています。私が昨年9月にこの問題について質問しましたが、以降導入した施設はありません。</p> <p>2つの施設の結果をみれば、他の施設も早急に指定管理者制度を導入すべきと考えます。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>(1) 導入済みの施設の状況は。(光台コミュニティホール、精華病院)</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入予定のむくのきセンターの状況は。</p> <p>(3) 他の町の施設導入計画の予定は。特にかしのき苑の早期導入を考えはないか。</p>
2. 自転車通学の安全対策について	<p>精華台地区から精華西中学校に自転車通学する生徒が多く、また、学校までの距離も長く、途中多くの交差点を通るので危険な箇所が多くあると認識しています。朝の通学時間帯は車などの交通量が多く、今後精華台5丁目の住宅の入居がはじまれば、もっと多くなると思われます。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>(1) 自転車通学の通学ルート、対象人数、指導教育の実施状況は。</p> <p>(2) 今まで問題(トラブル)はなかったのか。</p> <p>(3) 地域、保護者との連携は。</p>

質問事項	質問要旨
	1番 山口利忠
1. 小中学生の通学における登下校の安全確保について	<p>小中学生の登下校の安全確保の観点から、特に自転車通学について質問します。</p> <p>精華町内の自転車による通学は、すべての3中学校で実施されており、現在までは大きな事故等はない状況ですが、いつ何時生死に関わるような事故のおきる危険性があります。</p> <p>自転車は車両であるため、基本的には車道を走るわけですが、府道木津八幡線・国道163号・精華大通りなどは非常に交通量が多く、危険な状況であります。道路状況から、専用の自転車道を設置することは困難な状況です。</p> <p>その観点からいくと、精華大通りは広い歩道があります。しかし、この道は通学路にもなっています。散歩やサイクリングを楽しむ人を多く見かけますが、西から東にかけては下り坂で、自転車のスピードがかなり出ます。このような道を通学の生徒たちの乗った自転車が、横一列に並んで通行しています。</p> <p>(1) 学校では交通教室など実施し、マナーや交通ルールを指導していると思いますが、事故があつてからでは遅いと思います。ましてや自転車は身を守るものではなく、事故は生死に関わることもあります。教育委員会は学校に対してどんな指導をしているのか。学校は児童生徒にどんな指導をしているのか。教育長の所見を問います。</p> <p>また、自転車による交通事故は本町だけでなく、今日の社会問題となっています。この問題は、教育委員会だけに任せておくことはできないと思います。精華大通りは府道であり、施設面からブルーゾーンなど、歩行者と自転車を分離することを京都府に要望しているのか。また、木津警察署に対して、取り締まりなど巡回を要望しているのか。町長の所見をお聞かせください。</p> <p>(2) 道路交通法第63条の10で、「児童または幼児を保護する責任のある者は、児童または幼児を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットをかぶせるよう努めなければならない」と、安全運転の努力義務を規定してありますが、なかなかされていない場合も見受けられます。そこで提案ですが、町で一定数のヘルメットを購入し、貸し出しすることにより、事故の軽減にもつながると思います。町として考えられてはいかがでしょうか。所見をお聞きします。</p>

質問事項	質問要旨
19番	佐々木 雅彦
1. くらしの安全と円滑化	<p>(1) 中越地震の際にも提案したが、近隣との災害協定と並行して、「ほどよい距離」にある自治体と、災害時も含めた相互協定かつ友好都市提携を進める考えはあるのか問う。</p> <p>(2) 10月に文部科学省が「放射線に関する副読本」を作成し、全国の学校に配布するとの報道がされた。内容を見ると、福島原発事故を発生させた反省は見られず、相変わらず「安全神話」に基づいた記述であることから、各分野から批判的意見が出されている。教育委員会としての副読本の評価と本町小中学校での使用計画・指導方針を問う。</p> <p>(3) 9月定例会でも取り上げた廃棄物処理の容易化を問う。総菜などのトレーに貼られたシールはがしが容易にできる方策、分別に迷った時の指針を容易にアクセスできる環境、省エネルギーや物を大切にする観点から不用品交換の機会増など、これまでの取り組みと今後の方向性を問う。</p> <p>(4) 中小零細企業や個人商店などに負担となっている、金融機関での「両替手数料」を規制・緩和する方針を問う。また、地域経済を活性化するための協調的方策を講じ、需給関係のミスマッチを防ぐためにも、地元金融機関との定期協議や連携強化策を問う。</p> <p>(5) 労働災害や公害・薬害など、即応性の低い疾病がある。「カルテがない」という理由で、長年裁判になるなど社会問題化している。因果関係の調査や住民の健康を継続的に追跡し、今後の健康増進を図るためにも、医療機関が保有している保管義務期限経過後のカルテを、継続的に保管すべき時期だと考える。「一自治体では無理」というなら、本町としてどのような提言・行動をとる考え方の方針を問う。</p>
2. 情報公開と説明責任および住民参加	この20年ほど、本町の基本姿勢として「知らせ、聞き、共に考える」ということがある。この事自身は評価できる。しかし、現状としてその基本姿勢が全面的に実現しているとは考えにくい。いわば、情報公開請求がなくとも適切なタイミングで積極的に情報開示することが「住民参画」のまちづくりにつながる。

職員間や請負・委託業者との事務連絡的なもの以外は、町のホームページや広報誌を積極活用すべきである。

(1) 各種の行政委員会・審議会・協議会・実行委員会などの開催告示は、どのような基準・方法でしているのか、していないのか。

(2) 公開ルールや記録の方法・開示の時期方法などは、共通のルールを定めてはどうか。例えば、記録内容として、図書館にある資料では、教育委員会会議録は、以前に比べ何が議論されているのか分かるなど若干の改善はあるものの、教育委員は議会同意案件であるのに、誰の意見・発言かは知ることができない。農業委員会会議録は、発言者名はあるものの、作成時期が遅くなりつつある。

(3) 住民参加の方法は、さまざまあるし、ケースバイケースで取捨選択すればいい。しかし、それぞれの方法が何をめざしているのか明確にし、その目的を達成できるようにしなければならない。各種アンケートなど調査業務も同様である。

先日開催された「子ども議会」を例にする。参加した子どもたちの意見は傾聴に値するしユニークなものもあった。冒頭の部長挨拶でも開催意義などの説明があった。だが、過去の子ども議会の成果がどの程度達成されているのかの検証もない。

日本政府も批准している「子どもの権利条約」に規定されている意見表明権などを実現し具体化する責務は、政府のみならず自治体にもある。住民参加を形骸化させないためにも、(子ども議会に限らず) 過去の検証・総括と改善策を問う。

質問事項	質問要旨
14番	宮崎睦子
1. 災害危機管理について	<p>6月議会の一般質問でも危機管理について質問をした。9月議会後、東日本大震災の被災地視察を含め、現地の声を直接聞いて、本町に生かしていただけるところがあればとのことから、再度、危機管理について問う。</p> <p>(1) 本町は学研都市として様々な研究施設・企業を有している。昼間の災害時における帰宅困難者の避難計画は。</p> <p>(2) 避難所では、障がいのある方や赤ちゃんが、共同生活になかなか適応できずに孤立していたとのこと。対象者にも避難の場を考えるが、計画は。</p> <p>(3) トイレ問題は深刻であったと聞く。本町のトイレ対策は。</p> <p>(4) 今回の災害時に、姉妹都市の協力は大きな支援であったと聞く。人・物資など相互協力できる自治体とも、姉妹都市を結んではどうかと提案するが、どうか。</p> <p>(5) 11月15日。新聞に「自力で非難できる防災教育へ」との記事が掲載された。文科省は、児童・生徒が自らの判断で非難できるよう「防災教育」を全面的に見直す方針を決定した。新指針の指導者となる全国の指導主事ら220人を対象に12月から研修を開始し、すべての学校に防災の専門知識を持つ教員の配置を進めるとのこと。この取り組みについて具体的な計画は。</p> <p>(6) 自家発電システムのない避難所は混乱をしたとのこと。桜が丘・山田・乾谷・柘榴地区（精華町南部地域）の避難所である屋内運動場の自家発電システムの準備は。</p>
2. 改正NPO法に関する	<p>2011年6月、NPO法人制度に大きな改革をもたらす2つの法律が成立した。1つは寄附税制の改正法。もう1つは改正特定非営利活動促進法（改正NPO法）である。</p> <p>この2つの法律の実施は3段階に分けて行なわれる。第一段階の国税部分は、すでに今年6月30日からスタートしている。第二段階の地方税部分が2012年1月1日から、そして改正NPO法部分が2012年4月1日からそれぞれ施行される。寄附税制をより実効性のあるものにするための本町の取り組みは。</p>

質問事項	質問要旨
9番	植山米一
1. 開橋の渋滞解消に向けた改修工事の進捗状況について	<p>開橋の渋滞解消に向けた改修工事の進捗状況について伺います。</p> <p>主要地方道の京都府道71号線が木津川に架かる開橋の渋滞の問題ですが、とりわけ朝夕の通勤時間帯には、橋の上に車が連なっています。橋の東詰めすぐに国道24号線の交差点があり、信号の長さが国道を優先していることからかもしれません、あの渋滞は目に余るものがあると思います。</p> <p>私は平成20年3月議会と9月議会で、この問題について一般質問を致しました。その結果、町当局におかれましては、京都府に要望を続けていただきまして、着工されたと思っています。</p> <p>つきましては、</p> <p>(1) 今の橋のどちら側をどれ位の幅と長さに拡幅するかとか、右折帯を設けるか、左折帯を設けるとか、工事の具体的な内容について伺います。</p> <p>(2) 工事の現在の進捗状況と今後の工程について、何年度のいつごろにどの工事が完了し、完工はいつごろになるのかを伺います。</p>
2. 町道の歩道整備について	<p>町道の歩道整備について、二点お伺いします。</p> <p>(1) 山田地区を光が丘幼稚園前から近鉄山田川駅にかけて東西に縦貫する町道、旧の国道163号線ですが、随分前に北側に歩道が計画され、整備が進められてまいりました。しかし、あと少しのところで足踏み状態が続いております。小字で申しますと、小字度々の辺りと、小字下川原の京奈和自動車道高架下より東の下里医院までの2カ所が、まだ残されております。いずれも山田荘小学校の児童の通学路でもあり、距離的にも短く、早急に歩道整備をしていただきたいのですが、どのような状況であるか伺います。</p> <p>(2) 同じ歩道について、もう1点、あまりにも段差が多いという利用者からの苦情をお聞きしています。隣接する農地や宅地への出入りのため、出入口部分の下げている結果、歩道に何箇所も段差が出来て、車イスやベビーカーで通られる方が通行にたいへん苦労されています。場所によっては、歩道を高くしないで、車道とは縁石ブロックで区分している箇所もありますが、この方が経費もかからず、通行もしやすいと思いますが、お伺いします。</p>

質問事項	質問要旨
	5番 内海富久子
1. 成年後見制度について	<p>判断能力にハンディのある人の契約行為などの生活サポートや財産管理を、本人に代わって援助者が支援する成年後見制度。2004年から介護保険と同時に「車の両輪」として導入されました。しかし、認知度は低く、普及が進んでいるとはいえない実態である。さまざまな課題がある中で、高齢化の進展、認知症や精神障害者の増加に伴い、悪質商法や財産争い、また障害者の親亡き後の日常生活、金銭・財産管理など高齢者・障害者が自分らしく暮らすために、身近な支え役となるための制度の活用は極めて重要です。</p> <p>国が、今回、改正された介護保険法に、市民後見人の養成を市町村の努力義務と明記されました。制度を必要とするすべての人が利用できる制度として、平成24年4月から新たな取り組みの体制整備が求められます。本町の成年後見制度の活用推進に向けての取り組みを伺う。</p> <p>(1) 事業者・住民への啓発の取り組み。 ①町長申し立ての現状と課題。</p> <p>(2) 市民後見人の導入についての考え方。</p>
2. 高齢者の住宅改修費「受領委任払い制度」の導入について	<p>住み慣れた地域で、元気で在宅生活を続けていくための安全確保に、転倒防止のために、介護保険で認定された方が住宅改修をされた場合、改修費をいったん業者さんに全額支払った後、町から9割が支給される償還払い制度になっています。</p> <p>平成21年9月の一般質問において、利用者の経済的負担を軽減するための支援策に、自己負担金1割だけを支払う「受領委任払い制度」を提案しましたが、その後、どのように研究されたのか進捗状況を伺う。</p>

質問事項	質問要旨
	<p>11番 鈴木秀行</p> <p>1. 改定介護保険、第5期介護保険実施計画にあたって</p> <p>いま、必要とされる介護保険の見直しは、呼ばれる「介護保険の危機」を解決し、超高齢化社会を前に、「老後の安心」を生み出すものでなければなりません。</p> <p>改定された介護保険が、利用者や現場の要求にかない、問題解決になっているかどうか検討が行われ、実施されようとしているのか、改定介護保険の中心点、特に3点について問うとともに提案していきたい。</p> <p>(1) 「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という)の創設についてです。実施については、本町の「裁量」に任せられています。どうされるのか伺います。</p> <p>(2) 今回の改訂のキーワードは、「地域包括ケアシステム」(2025年実現)の確立にある。「地域包括ケアを支える基礎的サービス」として、新たに「定期巡回・随時対応型サービス」が提起された。このサービスの実施は可能かどうか。</p> <p>(3) 第5期保険料の全国平均基準月額は、5000円を超えると見込まれているが、本町の介護保険料・利用料の負担はどうなるか。</p> <p>法改定で外枠が決まったものの、中身の肉付けはこれからと思われる。第5期介護保険事業計画にあたって次の提案をしたい。</p> <p><「地域包括ケア」の前提に></p> <p>地域で安心して暮らし続けられるためには、いつでも入居できる施設があり、公的な責任で介護サービスが切れ目なく保障され、生活維持に必要なサービスが十分に提供され、経済的負担能力に左右されず利用できる仕組み、すなわち、公的介護保障が確立されていることがある。</p> <p>したがって、公的責任と住民参加による「地域計画」をねりあげることが必要であると考える。</p> <p>地域包括ケアをめぐる諸課題は後に譲るとして、当面、次の課題を検討されたい。</p> <p>〔提案1〕</p> <p>サービスの必要な要支援1・2の方の「受給権」を侵害する「総合事業」の創設は行わないよう求める。実施する場合には、利用者・ケアマネ等の意見を十分反映すること。</p>

〔提案2〕

「定期巡回・随時対応型」サービスを訪問介護に置き換えることなく、両サービスの併用を。

〔提案3〕

従来の介護予防サービスの充実、誰もが利用できる地域支援事業・高齢者施策の充実をはかる。

〔提案4〕

保険料・利用料の軽減、とりわけ低所得者対策。

質問事項	質問要旨
12番	山本 清悟
1. 精華町における「地域包括ケア」体制の充実について	<p>超高齢化社会に突入しつつある状況下で、介護を要する高齢者等が急速に増加し、介護を受ける者、介護する者ともに高齢化が著しく、かなりの部分は核家族化のなかで通院介助する人がおらず、通院困難群となっています。また、高齢者のうち、夫婦のみか一人で生活する者はほぼ半数にのぼっていると言われ、このような事情が「現代の在宅医療制度」などの充実を求めています。</p> <p>介護を受ける者の圧倒的多数が自宅での生活を希望し、最期の場所として自宅を希望する人が多く、1982年の総理府老人対策室調査の「ついの看とりに関する調査」では7割をこえています。この現象は、高齢者ばかりでなく予後不良の疾患を持つ人にもみられます。その在宅医療・介護の対象者は、日常生活の行動性の低下した高齢者・神経難病患者や、外傷後遺症患者などの小児・若年の障害者・悪性疾患の末期患者の人達です。</p> <p>このような病状の人々は、24時間にわたり変化がありえるため、あくまで在宅医療での24時間対応が必要となる。このような環境がそれに対応する体制が求められています。国の社会保障・税一体改革は、医療と介護が切れ目なく提供される「地域包括ケア」体制の構築が打ち出されています。</p> <p>そこで本町の「地域包括ケア」の重要要素である地域全体の医療と介護の現状と今後の体制を問う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①在宅療養支援病院・診療所の状況は。 ②訪問介護ステーションの開所と利用状況は。 ③地域包括支援センターの役割と実績は。 ④各機関の連携体制の実績と整備状況は。 ⑤在宅医療連携拠点の設置と今後の方向性は。 ⑥介護する者の支援体制の現状と今後の充実は。 ⑦町の果たす役割と今後の方針は。
2. 消防本部の建設 予定地選定経緯について	<p>あらゆる災害時などにおける住民の命とくらしを守る「安全・安心」の拠点となる消防本部は、耐震基準の課題と老朽化対策により、早急に建て替えが必要である。町は、消防本部を現在の場所で建て替えを決定されているが、その経緯を問う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①何か所の候補地から選出されたのか。 ②選出時の検討項目と各箇所の評価は。 ③河川氾濫等による浸水想定は何メートルとしたのか。

	<p>④建設費用の概算見込は。</p> <p>⑤建設費用はどう捻出するのか。</p> <p>⑥建設時期は何時か。</p>
3. 原発事故対応について	<p>福島原発事故による放射能もれの広がりは100キロを超える、広範囲におよび、その影響は各地におよんでいる。国は原発災害対策の重点地域を30キロとする方針を示し、京都府も対応しているが、本町は日本海側の若狭湾にある原発から、約90キロから100キロ圏内にある。</p> <p>そこで本町の原発に対する考え方を問う。</p> <p>①原発依存から自然エネルギーに移行する施策は。</p> <p>②太陽光発電の公共施設・町有地及び祝園弾薬庫の設置は。</p> <p>③住民に対する懲罰としての町独自の補助金制度の設置は。</p> <p>④福島原発事故を教訓に福井原発における被害に対する精華町の各分野における被害をシミュレーションしているのか。</p>

質問事項	質問要旨
10番	松田 孝枝
1. 町内地域公共交通のありかた	<p>今回「地域公共交通会議」への住民参加も呼びかけられ、「会議」が立ち上げられようとしている。「町内を走るバスのあり方を考える」とある。この間、くるりんバス運行や既定バス路線の改善、交通至難地域対策、バリアフリー対策など、公共交通のあり方について、多くの要望などが出されてきた。当「会議」について問う。</p> <p>(1) 現在の町内公共交通についての現状認識と課題。</p> <p>(2) 当「会議」の位置づけ及び目指すものは何か。</p>
2. 「武道必修化」の課題	<p>来年度から中学校の教育課程で必修となる「武道」実施について問う。</p> <p>(1) 実施「武道」の内容と選択理由。</p> <p>(2) 実施に向けての課題、条件や環境整備は万全か。</p>
3. 防災計画「耐震化」施策	<p>本年3月に「町防災計画」の見直し策定が行われた。耐震化施策について問う。</p> <p>(1) 居住用住宅や橋梁、公共施設等の耐震化の目標が、平成27年度に90%をめざすとあるが、基礎となる、現在の耐震化の状況を問う。</p> <p>(2) 目標達成のための実施計画の策定と支援策は。</p>
4. 鳥獣被害対策と支援策	<p>イノシシ対策について問う。</p> <p>(1) 今年度実施した対策と効果、被害状況はどうか。</p> <p>(2) 被害対策としての「狩猟免許」取得、狩猟にかかる費用などの支援策を求める。</p>

質問事項	質問要旨
22番	神田 育男
1. 消防庁舎の耐震性把握と中学校給食の早期実現について	<p>(1) 消防庁舎の耐震強度の安全性を証明せよ 私は、経年劣化している消防庁舎の耐震精度が、もしも耐震基準 (IS 値) 0.4 以下であれば、震度 5 以上の地震で倒壊もしくは大破すると 6 月、9 月議会の一般質問で指摘しました。消防庁舎の安全性を証明するためにも、早急に耐震強度の測定を行なうべきであると提案したが。</p> <p>その答弁が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①仮に耐震測定をして、もしも、悪い結果がでて補強工事をしても二重投資になるので無駄である。 ②建替え予定であり耐震改修ではないので、診断はやらなくても良い。 ③新耐震基準に適合していないが、震災時に庁舎の機能が損なわないように耐震化の必要性を痛感している。 ④中学校の改築を優先したい。 <p>等のことであった。</p> <p>住民の命と財産を 24 時間体制で守ってくれている本町消防士の命がかかっているのです。阪神淡路大震災や、今年 3 月に発生した東北沖大震災によって全国的に耐震性の重要性が叫ばれているときに、あまりにも人命軽視の許されない答弁です。</p> <p>もしも測定結果が IS 値 0.3 以下であつたら到底このような答弁はできないでしょう。</p> <p>実際に測定すればもっと低い数値が出るかもしれないのです。遠くない時期に南海、東南海地震が発生するといわれています。一刻の猶豫も許されません。消防庁舎の安全性を証明するためにも早急に耐震強度の測定を行なうべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校の耐震化も重要であるが、それ以上に消防庁舎の耐震化が重要である。経年劣化が進んでいる現消防庁舎が震度いくらまでの地震に耐えられると思っているのか。 ②大地震で学校が倒壊し、消防が出動しようとしても先に消防庁舎が倒壊しておれば、真っ先に人命救助に向かうべき消防士と緊急自動車が出動することができません。それでも耐震測定を行なう必要がないと言うのか。

③ピロティ(消防車の車庫)部は極端に耐震性が低いはずである。耐震強度を測定するまでの間、緊急避難処置は考えないのか。

④近隣の自治体は耐震測定を行い、補強工事など実施している。精華町が耐震測定を行わない理由は無い。耐震強度を測定して、庁舎は倒壊しない、消防士の命は大丈夫だと証明するべきだ。今何を以って消防庁舎は安全と言えるのか。

⑤消防職員が安心して仕事ができる環境をつくるのが町長の務めではないのか。改築するのなら何時やるのか。

この問題については、尊い消防士の命がかかっているのです。私は納得できる答弁を得るまで引き下がれません。何回でも質問します。町長自らの誠意ある答弁を求めます。

(2) 中学校完全給食の早期実施を

精華町議会は9月定例会において、中学校の完全給食を求める決議案を全会一致で採択した。議会の総意として全会派が賛同した決議であり、その持つ意味は重いものです。

今まで、町長は中学校給食を求める声は私には届いていない、と議会で答弁されていたが、多くの議員が地域の皆さんからの要望を受け、議会決議がなされた今、そのことを真摯に受け止めるべきです。

中学生は、成長に必要な栄養素の必要量が生涯で最も大きくなる時期であり、栄養バランスに配慮した食事をとることが重要です。もう親の愛情弁当などと言わずに中学校の完全給食実施に向けて一歩進むべき段階にきています。

町長の英断次第です。自校方式、センター方式、その中間の親子校方式など、本町に見合った相応しい方法を見いだし中学校給食の導入を早急に検討されたい。

質問事項	質問要旨
13番	三原和久
1. 昔の生活について	<p>忘れられていく昔の暮らし、次世代の子ども達に伝えていくのは必要ではないでしょうか。近年では家庭菜園等、ミニ農業的なことが盛んで、町内、近隣でも貸し農園を利用する人が増えてきました。</p> <p>今の農業は昔の農具が改良され、新化したと私は考えます。この貴重な農具を使い、学習の中で教育活用ができるのでしょうか。精華町の考え方をお伺います。</p>
2. 動物の命の大切さについて	<p>犬や猫を単なる愛玩目的のペットとしてではなく、生活に潤いと安らぎを与えてくれる生涯のパートナーとして、ともに暮らす人が増えています。</p> <p>家族の一員として愛情を注がれ、大切にされているペットがいる一方で、飼い主の身勝手などにより捨てられて、不幸な運命をたどる動物たちが多数存在していることも事実です。本年も3月11日に発生しました東日本大震災で多くの方が被災され、住む場所が失われ仮設住宅に住みながら生活をしていますが、しかし、仮設住宅規則で飼えない状況です。</p> <p>実際には関西地方のボランティア団体等が一部を預かっている現状です。また、京都府では、動物の愛護と適正な飼育を推進するため、平成17年6月、「京都府動物愛護管理推進計画」が改正されました。同計画は、動物に関心のある人、ない人が相互に理解を深め合い、人と動物が共生できる社会を実現することを基本理念として策定されたものであり、主要課題が掲げられています。</p> <p>犬、猫の殺処分ゼロの理想に向かってさらに削減を進めていくには、収容された動物、飼えなくなった犬、猫を新しい飼い主へ譲渡する事業の拡充が不可欠です。本町の考え方を伺います。</p>

質問事項	質問要旨
16番	安宅吉昭
1. 狛田地域の整備事業進捗について	<p>「狛田まちづくり基本構想」の長期展望とともに、まちづくりは実現できるところから着実な整備が求められています。</p> <p>狛田地域では大きな事業が、財政が大変厳しいなかにあっても着実に進捗していることは、大いに評価されるものです。それぞれの事業の進捗状況について伺います。</p> <p>(1) 狛田駅東特定土地区画整理事業は、目に見えるかたちで今年度整備事業が進められています。25年度工事完成、26年度事業完了の事業計画は予定通り進んでいるのか。アクセス道路、排水路整備も含めて進捗状況は。</p> <p>(2) 山手幹線の北進は、下狛工区が24年度に町道僧坊旭線まで完成、菱田・宮津工区は、27年度の学研都市サードステージプランの最終年度に完成する予定であるが、その進捗状況は。</p> <p>(3) 一級河川煤谷川改修事業は今、川原橋の付け替え工事が進んでいます。近鉄から下流の年度整備事業の進捗状況は。また、さらに上流の改修事業の展望は。</p>
2. 「道の駅」構想について	<p>山手幹線の全線開通の時期には、「精華道の駅」の開設が待望されています。本町は昔から「農業のまち」である。地産地消、農業振興、産業活性化の観点から、具体的な計画がいろいろ策定される時期にあると思います。そこで伺います。</p> <p>(1) J A直売所は、2つ合わせて昨年度売上1億円突破したことは大いに評価されています。今後さらなる発展を展望するとき、「道の駅」と言われる大規模な販売所の設置が求められますが、現時点の展望があるのか。</p> <p>(2) 「道の駅」の位置としては、山手幹線が完成するとこの沿線に立地することが期待されています。面積も一定確保せねばなりませんが、本町内ではいくつかの候補ポイントが想定されます。先ずは論議の開始を。</p>

質問事項	質問要旨
2番 森 元 茂	
1. 遊休荒廃地の活性化対策について	<p>年間を通して気候は穏やかで、歴史や文化の漂う町、交通のアクセスや生活環境もよく、安心して暮らせる精華町。</p> <p>本町の基幹産業である農業は、高齢化が進み後継者の減少より農地は耕作放棄地が増え、将来への希望が見にくいため現状です。</p> <p>こうした背景のもと、精華町の立地条件や多くの資源をうまく生かし、地域の活性化につなげる必要があると考えます。</p> <p>そこで、定年退職の人たちが、田舎暮らしを通じて野菜や果樹の栽培によって農業を実際に体験し、健康で生きがいのある人生を見出していく場所づくりの提供は、町の活性化にもつながると考えます。都市部や精華町に暮らす人々の第2の住み家として、滞在型市民農園を提案します。町の見解を伺います。</p>
2. 自転車の交通安全対策について	<p>自転車は、子どもから高齢者まで手軽に利用することができ、環境にもやさしい身近な交通手段として、私たちの生活に広く定着している。その台数は自動車と原付自転車の総数にも匹敵するとのことで、私も愛用者のひとりです。</p> <p>しかし、その手軽さのため、自転車は自動車やバイクと同じ「車両」の一つであり道路交通法上の規制の対象となるという認識は、あまり浸透していないのが現状と認識しています。自由きまでの、危険きわまりない自転車の運転が横行しています。</p> <p>このような危険な自転車走行に対して、ルール遵守やマナー向上への具体策が必要と考え、次の2点を伺います。</p> <p>(1) 学校や一般での講習実態は。</p> <p>(2) 自転車免許交付制度の導入の考えは。</p>

